公益財団法人 岡崎市学校給食協会職員賃金規程

平成25年3月12日制定

公益財団法人岡崎市学校給食協会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会就業規則(平成25年3月12日制定。以下「就業規則」という。)第35条第2項の規定に基づき、公益財団法人岡崎市学校給食協会(以下「協会」という。)に勤務する職員のうち正規職員の賃金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「正規職員」とは、就業規則第2条に規定する者のうち、同規則第5 条第1項第1号の規定による職員をいう。

第2章 基本給

(基本給)

第3条 正規職員の基本給は、職種ごとに定められた「年齢給表(別表1)」「勤続給表(別表2)」 「職能給表(別表3)」のそれぞれに該当する数値を加えた額とする。ただし、就業規則第57 条の規定による制裁を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を 併せて考慮するものとする。

(年齢給・勤続給・職能給)

- 第4条 年齢給・勤続給・職能給それぞれの適用は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
 - (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、4月1日時点の勤続年を適用する。
 - (3) 職能給 該当職種の「職能給表」のうち、4月1日時点での職位及び能力に適応した号給 を適用する。

(職能給における昇給、降給)

- 第5条 職能給における昇給及び降給の適用の判断については、前年度の人事評価の結果を基に、 理事長が定める基準に基づいて行うものとする。
- 2 前項に規定する降給に関しては、就業規則第12条第5項の規定を適用する。
- 3 就業規則第57条各号(第6号を除く。)の規定に該当した場合は、第1項の規定を準用する。 この場合において、「前年度の人事評価の結果を基に」を「制裁の種類に応じ」と読み替える。 (昇給停止)
- 第6条 正規職員の年齢給、勤続給及び職能給で構成する基本給の昇給は、事務職員ついては4月1日時点の実年齢が56歳以上、業務職員Ⅰ職員及び業務職員Ⅱ職員については4月1日時点の実年齢が58歳以上の場合は行わないものとする。

(初任給)

- 第7条 新たに正規職員となった者の基本給月額は、次の各号のそれぞれに該当する数値を加え た額とする。
 - (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
 - (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
 - (3) 職能給 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に規定する数値を適用する。 ア 事務職員 「職能給初任給基準表(別表4)」における学歴に対応したもの
 - イ 業務職員 I 職員 当該職種の「職能給表」のうち、1級1号給
 - ウ 業務職員Ⅱ職員 当該職種の「職能給表」のうち、1級1号給

(職能給における初任給前歴加算)

第8条 新たに正規職員となった者のうち、業務職員 I 職員及び業務職員 II 職員については、「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づく施設において正規職員若しくは非正規職員としての経歴、又は、「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づく施設において正規職員としての経歴がある者については、「初任給前歴年数調整表(別表 5)」の区分に応じ、初任給の職能給の号数を調整するものとする。ただし、前職場退職日から協会採用日までの期間

が3年を超えている場合は対象外とする。また、複数の職場での経験があったとしても、期間が1年以上である直近の職場での経験期間のみを号数調整の対象とする。

2 就業規則第7条の規定に基づき、正規職員へ転換した者は、前項の規定にかかわらず職能給 2級を適用し、号給については理事長が定めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の基本給月額)

第9条 人事交流等により引き続いて正規職員となった者の基本給月額については、著しく協会 内の他の正規職員との均衡を失すると認められるときは、第7条の規定にかかわらず、その者 の基本給月額は協会の定めるところによる。

(最低賃金の改正による基本給の調整)

第10条 最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する最低賃金をいう。以下同じ。)が改正され、基本給月額が当該最低賃金の額を下回る事態が生じる場合は、協会は、当該最低賃金の適用の日までに、当該最低賃金の額を下回らないよう、基本給に基本給調整額を加算するものとする。

(定年延長に伴う基本給月額)

- 第11条 正規職員(次条の規定に該当する正規職員を除く。以下、次項において同じ。)が60歳に達した日以後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以降における正規職員の基本給については、当該正規職員の特定日の前日の基本給月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎基本給月額」という。)を超えない範囲内で、次の各号のそれぞれに該当する数値を加えた額(以下「特定日以降の基本給月額」という。)とする。
 - (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
 - (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
 - (3) 職能給 該当職種の「職能給表」のうち、特定日前日の職位に適応した級を用い、基礎基本給月額から前2号に規定する年齢給及び勤続給の額を減じて得た額に相当する号給(職能給表に当該金額に相当するものがない場合にあっては、直近下位の号給を適用する。)を適用する。
- 2 就業規則第40条第1項の規定により正規職員が特定日以降の降格を申し出、同条第2項の規 定により降格を決定した場合における特定日以降の基本給月額については、次の各号のそれぞ れに該当する数値を加えた額とする。
 - (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
 - (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定日以降の基本給月額が最低賃金を下回った場合は、前条の 規定を準用する。

(管理監督者であった職員の特定日以降の基本給月額)

- 第12条 就業規則第41条第3項の規定により、管理監督者であった正規職員が特定日に4級の職位に降格した場合の基本給月額は、基礎基本給月額を超えない範囲内で、次の各号のそれぞれに該当する数値を加えた額とする。
 - (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
 - (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
 - (3) 職能給 該当職種の「職能給表」のうち、4級の職位に適応した職能給表を用い、基礎基本給月額から前2号に規定する年齢給及び勤続給の額を減じて得た額に相当する号給(職能給表に当該金額に相当するものがない場合にあっては、直近下位の号給を適用する。)を適用する。
- 2 就業規則第41条第4項の規定により、管理監督者であった正規職員が降格を申し出、特定日に3級の職位に降格した場合の基本給月額は、前条第2項の規定を準用する。この場合において、前条第2項第3号中、「前項第3号の規定により決定された職能給の1位下位の級の」とあるのは、「3級の職位に適応した」と読み替える。

3 前2項の規定にかかわらず、特定日以降の基本給月額が最低賃金を下回った場合は、第10条 の規定を準用する。

(他の職種との均衡による基本給の調整)

第13条 前2条の規定により算出した特定日以降の基本給月額(この条において、当該特定日以降の基本給月額が最低賃金を下回った場合は、第10条の規定を適用した後の金額を含む。)が、再雇用職員の基本給月額を下回る場合にあっては、当該再雇用職員の基本給月額を下回らないよう、当該特定日以降の基本給月額に基本給調整額を加算するものとする。

(管理監督職の上限年齢の特例による基本給)

- 第 14 条 就業規則第 42 条第 1 項の規定により、管理監督者であった正規職員が特定日以降も引き続き当該管理監督者である場合の基本給は、特定日前日の基本給を適用する。
- 2 就業規則第42条第2項の規定により、管理監督者の特例期間が終了した場合における基本給 月額については、第12条の規定を適用する。ただし、就業規則第42条第3項の規定に該当す る場合は、この限りではない。

第3章 諸手当

(家族手当)

- 第15条 家族手当は、扶養親族のある正規職員に対して支給する。
- 2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として当該正規 職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
 - (4) 満65歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 重度心身障がい者
- 3 家族手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 扶養親族である配偶者

3,000円

- (2) 扶養親族たる子
- 1人につき 11,500円
- (3) 扶養親族たる前項第3号から第5号までの規定に該当する者 1人につき 6,500円
- 4 家族手当の支給は、その要件が生じた日の属する翌月(これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月)から開始し、その要件を欠くに至った場合は、その日の属する月(これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月の前月)をもって終わる。

(子育て支援手当)

第16条 子育て支援手当は、扶養の有無に関わらず、中学生以下の生計を一にする子を持つ正規 職員に対し、当該子1人につき月額3,000円を支給する。

(通勤手当)

- 第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる正規職員に支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする正規職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる正規職員を除く。)
 - (2) 通勤のための自動車その他の交通の用具で協会の定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする正規職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる正規職員を除く。)
 - (3) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする正規職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使

用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である ものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる正規職員の区分に応じ、当該各号に定める額(業務職員 II 職員については、その額に 100 分の 90 を乗じて得た額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる正規職員 支給単位期間につき、協会の定めるところにより算出した その者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。 ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が30,000円を超えるときは、支給単位期間につき、30,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位の月数を乗じて得た額)とする。
 - (2) 前項第2号に掲げる正規職員 支給単位期間につき、次の表の左蘭に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額(災害等の影響により道路の寸断又は損壊等により、道路管理者によって当該道路を通行止めとされた場合であって、やむを得ず届出の経路と異なる経路により通勤を余儀なくされた場合(自動車等の使用距離の範囲内にある場合は除く。)は、当該期間に限り当該通勤に係る距離に応じた額(片道25キロメートルを超える場合は、その都度協会が定める額))とする。

正規職員における自動車等の使用距離	金額
片道2キロメートル未満	2,100 円
片道2キロメートル以上4キロメートル未満	4, 200 円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	6, 100 円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	8,000円
片道8キロメートル以上10キロメートル未満	9,800円
片道 10 キロメートル以上 12 キロメートル未満	11,600円
片道 12 キロメートル以上 14 キロメートル未満	13, 400 円
片道 14 キロメートル以上 16 キロメートル未満	15,000円
片道 16 キロメートル以上 18 キロメートル未満	16, 700 円
片道 18 キロメートル以上 20 キロメートル未満	18,300 円
片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	20,700 円
片道 25 キロメートル以上	22, 700 円

- (3) 前項第3号に掲げる正規職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して協会の定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。
- 3 通勤手当は、支給単位期間(協会の定める通勤手当にあっては、協会の定める期間)に係る最初の月の協会の定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される正規職員につき、離職その他の協会の定める事由が生じた場合には、 当該正規職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して協会の定める 額を返納させるものとする。
- 5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超 えない範囲で1箇月を単位として協会の定める期間(第1項第2号に規定する方法に係る通勤 手当にあっては、1箇月)をいう。
- 6 通勤手当は、正規職員が勤務のため、その者の住居から事業所に通勤する場合に支給する。
- 7 正規職員が、出張、在宅勤務、テレワーク、休暇、欠勤その他の事由により、一の計算期間 の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給

及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(特別勤務手当)

- 第18条 特別勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に 従事する正規職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。
- 2 特別勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。
 - (1) ボイラーの取扱作業
 - (2) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等の作業
- 3 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。ただし、労働時間が1日につき4時間未満の場合は、当該手当の2分の1の額に相当する額を減額した額を支給する。 (管理職手当)
- 第19条 管理又は監督の地位にある正規職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に掲げる 額とする。
 - (1) 事務局長及びこれに相当する職にある正規職員 41,000円
 - (2) 課長及びこれに相当する職にある正規職員 26,000円
 - (3) 統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 13,000円
 - (4) 副統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 11,000円
- 2 前項の管理職手当のうち、月の1日から末日までの計算期間(以下「一の計算期間」という。) の就業日数が15日未満である場合における管理職手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当 該各号に掲げる額を減額する。
 - (1) 就業日数が5日以上15日未満の場合 管理職手当の額に10分の3を乗じて得た額
 - (2) 就業日数が5日未満の場合 管理職手当の額に10分の7を乗じて得た額
 - (3) 一の計算期間の全日数にわたって就業しなかった場合 全額
- 3 管理職手当は、時間外労働の割増賃金として支払う。
- 4 管理職手当の該当となる時間外労働の時間については、個別に定める。
- 5 前項に定める固定時間外労働手当を支給された正規職員において、管理職手当の額を超えて、 時間外割増賃金が発生した場合には、別途、その差額を時間外労働手当として支払う。 (資格手当)
- 第20条 資格手当は、「管理栄養士」「栄養士」の資格を有する正規職員のうち、衛生管理指導を 行う正規職員に対し、月額3,000円を支給する。

(時間外労働手当)

- 第21条 時間外労働手当は、所定の労働時間が割り振られている日における所定労働時間を超えて労働することを命ぜられた場合で、その超えて労働した時間外労働の全時間に対して支給する。また、就業規則第28条第1項の規定により休日の全部又は一部を振り替えたことにより勤務することとされる日(以下「振替え変更による勤務日」という。)における労働についても同様とする。
- 2 正規の労働時間を超えて業務することを命ぜられた正規職員には、正規の労働時間を超えて 業務した全時間に対して、業務1時間につき、第24条第2項に規定する業務1時間当たりの給 与額に正規の労働時間を超えてした次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める割 合(その業務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を 加算した割合)を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。
 - (1) 正規の労働時間が割り振られた日(次条の規定により正規の労働時間中に業務した職員に休日労働手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における業務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる業務以外の業務 100分の135
- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則第28条の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下、この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した全時間(就業規則で定める時間を除く。)について、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。
- 4 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた正規職員には、その60時間

を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 前項の勤務時間(同項に規定する就業規則で定める時間を除く。) 100分の50
- 5 就業規則第30条に規定する時間外労働代休時間を指定された場合において、当該時間外労働代休時間に正規職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外労働代休時間の指定に代えられた時間外労働手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外労働手当を支給することを要しない。
 - (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175) から次に掲げる業務の区分に応じて定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合
 - ア 第2項第1号に掲げる業務 100分の125
 - イ 第2項第2号に掲げる業務 100分の135
- (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に定める割合を減じた割合 (休日労働手当)
- 第22条 休日労働手当は、協会の業務の都合により休日労働することを命ぜられた場合(振替え変更による勤務日における労働を除く。)に、その休日労働をした全時間に対して支給する。
- 2 就業規則第27条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた正 規職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項 に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日労働手当として支 給する。

(端数計算)

第 23 条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与の減額及び 第 21 条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外労働手当の額を算定する 場合において、当該額に50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上1円未満 の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第24条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与額は、基本給 月額に12を乗じ、その額を勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた もので除して得た額とする。
- 2 第21条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じて得た額を、正規の勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから、1日の勤務時間にその年の4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得たものを減じて算出する年間の勤務時間で除して得た額とする。(休業手当)
- 第25条 休業手当は、正規職員が協会の責めに帰すべき事由によって休業した場合に限り、支給する。
- 2 休業手当の額は、休業をした1日につき当該職員の平均賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第12条に規定する平均賃金をいう。)の100分の60に相当する額とする。 (夏季特別勤務手当)
- 第26条 夏季特別勤務手当は、6月から9月までの間、南部学校給食センターで調理業務その他 これに相当すると認める業務に従事する正規職員に対し、業務に従事した日1日につき200円 を支給する。ただし、労働時間が1日につき4時間未満の場合は当該手当の2分の1の額に相

当する額を減額した額を支給する。

(業務改善手当)

第27条 業務改善手当は、業務の効率化や経費削減等、協会の組織強化に繋がる提案をした正規 職員に対し、審査(1次審査、2次審査、最終審査)の判定毎に、1提案につき次の各号に掲 げる額(複数人で提案した際は、人数で除した額)を支給する。

(1) 1 次審査 「優良」と判定された提案 500 円

(2) 2次審査 「採用」もしくは「試行」と判定された提案 1,000円

(3) 最終審査

ア 効果測定で「Aランク」と判定された提案10,000 円イ 効果測定で「Bランク」と判定された提案7,000 円ウ 効果測定で「Cランク」と判定された提案5,000 円

第4章 賞与

(賞与)

- 第28条 協会は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する正規職員に対して、その勤務実績に応じた賞与を支給することができる。
- 2 賞与の額は、基本給に別表6に掲げる「支給割合」、別表7に掲げる「勤務期間率」及び別表8に掲げる前年度の人事評価に基づく「賞与成績率」を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する基本給は、第10条、第11条第3項、第12条第3項及び第13条の規定による基本給調整額を加算したものを含むものとする。
- 4 賞与は、6月30日及び12月10日に支払う。ただし、この日が週休日に当たるときは、就業規則第36条第2項の規定を準用する。

(賞与不支給)

- 第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る賞与は支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第57条第6号の規定による懲戒解雇の制裁を受けた者
 - (2) 基準日前1箇月以内又は当該基準日に対応する支給日の前までに離職した者(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - (3) 次条の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、拘禁刑以上の刑に処せられた者

(賞与の支給の一時差止め)

- 第30条 協会は、支給日に賞与を支給することとされていた正規職員で当該支給日の前日までに 離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めるものと する。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について、拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、協会に対する信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認められる場合
- 2 賞与の一時差止めに関して必要な事項は、別に定める。

第5章 退職手当

(退職手当)

- 第31条 正規職員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職 手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、退職手当を支給しない。
 - (1) 勤続期間が3年未満で退職した者(業務上の負傷若しくは死亡により退職した者又は協会の都合により退職した者を除く。)
 - (2) 就業規則第57条第6号の規定による懲戒解雇の制裁を受けた者
 - (3) 退職手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
 - (4) 刑事事件に関し、起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法に規定する略式手続によるものを除く。)をされた者で、その判決の確定前に退職したもの。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 2 協会は、退職手当の支給を確実にするため正規職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という。)と退職金共済契約を行うものとする。

(ポイント制による退職手当)

- 第32条 退職手当は、次の各号に掲げるポイントに基づき算出するものとする。
 - (1) 持分ポイント
 - (2) 勤続ポイント
 - (3) 職位ポイント
 - (4) 職能ポイント
- 2 前項第2号から第4号までに規定するポイントは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間(以下この章において「一の期間」という。)を対象に、ポイントを付与するものとする。
- 3 前項に規定するポイントの付与日は、一の期間の最終日とする。ただし、正規職員が一の期間の中途に退職した場合は、退職日を付与日とする。
- 4 一の期間の中途に採用された正規職員に対する当該年度におけるポイントは、付与しない。 ただし、第31条第1項第1号括弧書きの規定に該当する場合は、この限りではない。この場合 において、第37条第2項の規定を準用する。
- 5 第1項各号に掲げるポイントの単価は、1ポイント当たり 1,000 円とする。 (持分ポイント)
- 第33条 持分ポイントは、改正前の公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程(以下「旧規程」という。)に基づき、令和5年度末に就業規則第45条の規定による一般退職の事由により退職した場合に支給される退職手当の額を、1,000で除して得た数値とする。
- 2 正規職員が令和5年度末までに、休職、出勤停止その他これらに準ずる事由により勤務しない期間があった場合、若しくは育児休業、出生時育児休業又は介護休業をした期間がある場合は、当該期間を旧規程に基づき除算したうえで、前項に規定する退職手当の額を算出するものとする。
- 3 第1項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。 (勤続ポイント)
- 第34条 勤続ポイントは、勤続年数に応当する数値をいう。
- 2 前項に規定する勤続ポイントは、別表9に掲げるとおりとする。
- 3 正規職員における別表9の勤続年数の適用については、基準日を4月1日とし、当該正規職員が当該一の期間の末日まで勤務することを前提とした場合の在職年数とする。
- 4 前項に規定する在職年数は、正規職員となった日から、前項の規定による当該一の期間の末日までの年数(以下「別表 11」及び「別表 12」において同じ。)をいう。 (職位ポイント)
- 第35条 職位ポイントは、別表3職能給表のア事務職員、イ業務職員 I 職員及びウ業務職員 II 職員それぞれの表中、それぞれの職位の級に応当する数値いう。
- 2 前項に規定する職位ポイントは、別表 10 に掲げるとおりとする。

- 3 正規職員における職位ポイントについては、一の期間における当該正規職員の4月1日時点 の職位の級に応当する数値を適用する。
- 4 一の期間の中途に昇格又は降格した場合は、前項の規定にかかわらず、当該職位の期間に応じて職位ポイントの数値を算出するものとする。
- 5 前項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。 (職能ポイント)
- 第36条 職能ポイントは、別表3職能給表のア事務職員、イ業務職員Ⅰ職員及びウ業務職員Ⅱ職員それぞれの表中、正規職員の職位に応じた職能給の号給に応当する金額に職能ポイント率を乗じて1,000で除して得た数値をいう。
- 2 前項に規定する職能ポイント率は、別表 11 に掲げるとおりとする。
- 3 正規職員における職能ポイント率については、当該正規職員の4月1日時点の職位の級に応 当する数値を適用する。
- 4 一の期間の中途に昇給又は降給した場合は、前項の規定にかかわらず、昇給又は降給の前の職能給に職能ポイント率を乗じて得たものに、当該職能給の適用の期間に応じて算出した数値に、昇給又は降給の後の職能給に職能ポイント率を乗じて得たものに、当該職能給の適用の期間に応じて算出した数値を加算し、1,000で除して得た数値をいう。
- 5 第1項及び前項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五 入する。

(合計ポイント)

- 第37条 正規職員が一の期間において取得するポイントは、第34条から第36条までに規定する 勤続ポイント、職位ポイント及び職能ポイントを加算したポイント(以下「合計ポイント」と いう。)の数値とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、正規職員が一の期間において、当該期間の中途で退職した場合又は第41条第4項の規定に該当する場合は、一の期間から当該除算すべき期間を除いた期間に応じた合計ポイントの数値とする。
- 3 前項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。
- 4 合計ポイントは、正規職員が退職するまでのそれぞれ一の期間に対し、付与するものとする。 (累計ポイント)
- 第38条 累計ポイントは、前条第4項の規定により正規職員が退職するまでに付与された合計ポイントを累計した数値をいう。

(退職手当の計算方法)

第39条 退職手当は、第33条に規定する持分ポイントに前条に規定する累計ポイントを加算した数値に1,000を乗じたうえで、次条に規定する退職事由別係数を乗じて得た額とする。

(退職事由別係数)

- 第40条 退職事由別係数は、別表12に掲げるとおりとする。
- 2 正規職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、次項の規定によるものとする。
 - (1) その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した場合(理事長の承認を得たものに限る。)
 - (2) 業務上の負傷又は死亡により退職した場合
 - (3) 協会の都合で退職した場合
- 3 前項各号のいずれかに該当する場合の退職事由別係数は、第1項に規定する表のうち、就業規則第39条の規定による退職の欄を適用し、当該退職の事由及び協会の実情を勘案したうえで、勤続年数に応じた数値に100分の5以内で理事長が定める数値を加算した数値とする。ただし、退職事由別係数が100分の125である場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する表のうち勤続期間が3年未満の者で、第2項各 号のいずれかに該当する場合の退職事由別係数は100分の100とする。

(勤続期間の計算)

- 第41条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、正規職員となった日の属する月から退職した日の属す

る月までの月数による。

- 3 第1項に規定する正規職員として引き続いた在職期間には、別表 13 に掲げる事業所の正規職員として引き続いた期間を含むものとする。ただし、退職により、この規程に定められている退職手当に相当する給付を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の正規職員として引き続いた在職期間に含めないものとする。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに、就業規則第13条の規定による休職、就業規則第57条第4号の規定による出勤停止その他これらに準ずる事由により現に業務に従事することを要しない期間のある月(現に業務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 在職期間からの除算に当たっては、除算の事由の該当となった当該一の期間から、前項の規 定に基づき当該除算すべき期間を除算し、それぞれ一の期間における勤続期間を確定するもの とする。
- 6 前項に規定するそれぞれ一の期間における勤続期間の計算にあっては、1箇月未満の端数については、15日以上を1箇月とし、15日未満についてはこれを切り捨てる。

(中小企業退職金共済制度との併用)

- 第42条 正規職員の退職手当については、協会と機構・中退共の併用での支給とする。
- 2 機構・中退共から支給される退職手当の額が第39条の規定により算出された額より少ないと きは、その満たない額を協会より支給する。
- 3 第31条第1項第2号から第4号までの事由により退職手当の支給をしない場合は、機構・中 退共から支給される退職手当については、協会はその額の一部又は全額を支給しない申し出を することがある。

(遺族の範囲、支給順位等)

第43条 労働基準法施行規則 (昭和22年厚生省令第23号) 第42条から第44条までの規定は、 死亡による退職手当の支給を受ける遺族の範囲、支給順位等について準用する。

(支給時期)

第44条 退職手当は、正規職員の退職した日後1筒月以内に支給する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同規則中、拘禁刑に関する改正規定は、 令和7年6月1日から施行する。

別表1 年齢給表 ア 事務職員

事務噸貝 年齢	年齢給
18	35, 000
19	35, 500
20	36,000
21	36, 500
22	37, 000
23	37, 500
24	38,000
25	38, 500
26	39,000
27	39, 500
28	40, 000
29	40, 500
30	41, 000
31	41, 500
32	42, 000
33	42, 500
34	43, 000
35	43, 500
36	44,000
37	44, 500
38	45, 000
39	45, 500
40	46,000
41	46, 500
42	47,000
43	47, 500
44	48,000
45	48, 500
46	49,000
47	49, 500
48	50,000
49	50, 500
50	51,000
51	51, 400
52	51, 800
53	52, 200
54	52, 600
55	53, 000
56	53, 000
57	53, 000
58	53, 000
59	53, 000
60	53,000

★務職貝↓職貝	
年齢	年齢給
18	35, 000
19	35, 500
20	36,000
21	36, 500
22	37,000
23	37, 500
24	38,000
25	38, 500
26	39,000
27	39, 500
28	40,000
29	40, 500
30	41,000
31	41, 500
32	42,000
33	42, 500
34	43,000
35	43, 500
36	44,000
37	44, 500
38	45, 000
39	45, 500
40	46,000
41	46, 500
42	47,000
43	47, 500
44	48,000
45	48, 500
46	49,000
47	49, 500
48	50,000
49	50, 500
50	51,000
51	51, 400
52	51, 800
53	52, 200
54	52, 600
55	53, 000
56	53, 400
57	53, 800
58	53, 800
59	53, 800
60	53, 800
	55,500

/ 未份嘅貝Ⅱ嘅貝	
年齢	年齢給
18	31, 500
19	31, 950
20	32, 400
21	32,850
22	33, 300
23	33,750
24	34, 200
25	34,650
26	35, 100
27	35, 550
28	36,000
29	36, 450
30	36, 900
31	37, 350
32	37, 800
33	38, 250
34	38, 700
35	39, 150
36	39, 600
37	40,050
38	40, 500
39	40, 950
40	41, 400
41	41, 850
42	42, 300
43	42,750
44	43, 200
45	43,650
46	44, 100
47	44, 550
48	45,000
49	45, 450
50	45, 900
51	46, 250
52	46,600
53	46, 950
54	47, 300
55	47, 650
56	48, 000
57	48, 350
58	48, 350
59	48, 350
60	48, 350

別表2 勤続給表 ア 事務職員

/ 事務職員	
号給	勤続給
1	35, 000
2	36, 500
3	38,000
4	39, 500
5	41,000
6	42, 500
7	44,000
8	45, 500
9	47, 000
10	48, 500
11	50,000
12	51, 500
13	53,000
14	54, 500
15	56, 000
16	57, 500
17	59, 000
18	60, 500
19	61, 500
20	62, 500
21	63, 500
22	64, 500
23	65, 500
24	66, 500
25	67, 500
26	68, 500
27	69, 500
28	70, 500
29	71, 500
30	72, 500
31	73, 500
32	74, 500
33	75, 500
34	76, 500
35	77, 500
36	78, 500
37	79, 500
38	80, 500
39	80, 500
40	80, 500
41	80, 500
42	80, 500
43	80, 500
10	00,000

1 兼務職員Ⅰ職員	
号 給	勤続給
1	35, 000
2	36, 500
3	38, 000
4	39, 500
5	41,000
6	42, 500
7	44, 000
8	45, 500
9	47,000
10	48, 500
11	50,000
12	51, 500
13	53, 000
14	54, 500
15	56,000
16	57, 500
17	59,000
18	60, 500
19	61, 500
20	62, 500
21	63, 500
22	64, 500
23	65, 500
24	66, 500
25	67, 500
26	68, 500
27	69, 500
28	70, 500
29	71,500
30	72, 500
31	73, 500
32	74, 500
33	75, 500
34	76, 500
35	77, 500
36	78, 500
37	79, 500
38	80, 500
39	81, 500
40	82, 500
41	82, 500
42	82, 500
43	82, 500
10	02, 000

号給 勤続給 1 31,50 2 32,85 3 34,20 4 35,55 5 36,90 6 38,25	00
2 32, 85 3 34, 20 4 35, 55 5 36, 90 6 38, 25	00
3 34, 20 4 35, 55 5 36, 90 6 38, 25	00
4 35, 58 5 36, 90 6 38, 28	
5 36, 90 6 38, 25	50
6 38, 25	
	00
	50
7 39, 60	00
8 40, 95	50
9 42, 30	00
10 43, 65	50
11 45, 00	00
12 46, 35	50
13 47, 70	00
14 49, 05	
15 50, 40	00
16 51, 75	50
17 53, 10	00
18 54, 45	50
19 55, 35	50
20 56, 25	50
21 57, 15	50
22 58, 05	50
23 58, 95	
24 59, 85	50
25 60, 75	50
26 61, 65	50
27 62, 55	50
28 63, 45	50
29 64, 35	50
30 65, 25	50
31 66, 15	50
32 67, 05	50
33 67, 95	
34 68, 85	50
35 69, 75	50
36 70, 65	
37 71, 58	
38 72, 45	
39 73, 35	50
40 74, 25	
41 74, 25	
42 74, 25	50
43 74, 25	50

別表3 職能給表

ア 事務職員

$\overline{}$	争務極貝									ı	
	1級		2級		3 級		4級		5 級		6 級
号	事務職員	号	事務副主任	号	事務主任	号	係長	号	課長	号	事務局長
給	職能給	給	職能給	給	職能給	給	職能給	給	職能給	給	職能給
	月額		月額		月額		月額		月額		月額
1	108, 600	1	109, 900	1	136, 650	1	156, 650	1	183, 350	1	220, 750
2	109, 300	2	110, 750	2	137, 650	2	157, 950	2	184, 900	2	222, 850
3	110,000	3	111,600	3	138, 650	3	159, 250	3	186, 450	3	224, 950
4	110, 700	4	112, 450	4	139, 650	4	160, 550	4	188, 000	4	227, 050
5	111, 400	5	113, 300	5	140,650	5	161, 850	5	189, 550	5	229, 150
6	112, 100	6	114, 150	6	141,650	6	163, 150 6 191, 100		6	231, 250	
7	112,800	7	115,000	7	142,650	7	164, 450 7 192, 650		7	233, 350	
8	113, 500	8	115, 850	8	143, 650	8	165, 750	8	194, 200	8	235, 450
9	114, 200	9	116, 700	9	144, 650	9	167, 050	9	195, 750	9	237, 550
10	114, 900	10	117, 550	10	145, 650	10	168, 350	10	197, 300	10	239, 650
11	115,600	11	118, 400	11	146, 650	11	169, 650	11	198, 850	11	241, 750
12	116, 300	12	119, 250	12	147, 650	12	170, 950	12	200, 400	12	243, 850
13	117,000	13	120, 100	13	148, 650	13	172, 250	13	201, 950	13	245, 950
14	117, 700	14	120, 950	14	149, 650	14	173, 550	14	203, 500	14	248, 050
15	118, 400	15	121,800	15	150, 650	15	174, 850	15	205, 050	15	250, 150
16	119, 100	16	122, 650	16	151, 650	16	176, 150	16	206, 600	16	252, 250
17	119, 800	17	123, 500	17	152, 650	17	177, 450	17	208, 150	17	254, 350
18	120, 500	18	124, 350	18	153, 650	18	178, 750	18	209, 700	18	256, 450
19	121, 200	19	125, 200	19	154, 650	19	180, 050	19	211, 250	19	258, 550
20	121, 900	20	126, 050	20	155, 650	20	181, 350	20	212, 800	20	260, 650
21	122, 600	21	126, 900	21	156, 650	21	182, 650	21	214, 350	21	262, 750
22	123, 300	22	127, 750	22	157, 650	22	183, 950	22	215, 900	22	264, 850
23	124, 000	23	128, 600	23	158, 650	23	185, 250	23	217, 450	23	266, 950
24	124, 700	24	129, 450	24	159, 650	24	186, 550	24	219, 000	24	269, 050
25	125, 400	25	130, 300	25	160, 650	25	187, 850	25	220, 550	25	271, 150
26	126, 100	26	131, 150	26	161, 650	26	189, 150	26	222, 100	26	273, 250
27	126, 800	27	132, 000	27	162, 650	27	190, 450	27	223, 650	27	275, 350
28	127, 500	28	132, 850	28	163, 650	28	191, 750	28	225, 200	28	277, 450
29	128, 200	29	133, 700	29	164, 650	29	193, 050	29	226, 750	29	279, 550
30	128, 900	30	134, 550	30	165, 650	30	194, 350	30	228, 300	30	281, 650
31	129, 600	31	135, 400	31	166, 650	31	195, 650	31	229, 850	31	283, 750
32	130, 300	32	136, 250	32	167, 650	32	196, 950	32	231, 400	32	285, 850
33	131, 000	33	137, 100	33	168, 650	33	198, 250	33	232, 950	33	287, 950
34	131, 700	34	137, 950	34	169, 650	34	199, 550	34	234, 500	34	290, 050
35	132, 400	35	138, 800	35	170, 650	35	200, 850	35	236, 050	35	292, 150
36	133, 100	36	139, 650	36	171, 650	36	202, 150	36	237, 600	36	294, 250
37	133, 800	37	140, 500	37	172, 650	37	203, 450	37	239, 150	37	296, 350
38	134, 500	38	141, 350	38	173, 650	38	204, 750	38	240, 700	38	298, 450
39	135, 200	39	142, 200	39	174, 650	39	206, 050	39	242, 250	39	300, 550
40	135, 900	40	143, 050	40	175, 650	40	207, 350	40	243, 800	40	302, 650

ア 事務職員

	1級		2 級		3級		4級		5 級		6 級
号	事務職員	号	事務副主任	号	事務主任	号	係長	号	課長	号	事務局長
給	職能給										
	月額										
41	136, 600	41	143, 900	41	176, 650	41	208, 650	41	245, 350	41	304, 750
42	137, 300	42	144, 750	42	177, 650	42	209, 950	42	246, 900	42	306, 850
43	138, 000	43	145, 600	43	178, 650	43	211, 250	43	248, 450	43	308, 950
44	138, 700	44	146, 450	44	179, 650	44	212, 550	44	250, 000	44	,
45	139, 400	45	147, 300	45	180, 650	45	213, 850	45	251, 550	45	
46	140, 100	46	148, 150	46	181, 650	46	215, 150	46	253, 100	46	
47	140,800	47	149,000	47	182, 650	47	216, 450	47	254, 650	47	
48	141, 500	48	149, 850	48	183, 650	48	217, 750	48	256, 200	48	
49	142, 200	49	150, 700	49	184, 650	49	219, 050	49	257, 750	49	
50	142, 900	50	151, 550	50	185, 650	50	220, 350	50	259, 300	50	
51	143, 600	51	152, 400	51	186, 650	51	221, 650	51	260, 850	51	
52	144, 300	52	153, 250	52	187, 650	52	222, 950	52	262, 400	52	
53	145, 000	53	154, 100	53	188, 650	53	224, 250	53	263, 950	53	
54	145, 700	54	154, 950	54	189, 650	54	225, 550	54	265, 500	54	
55	146, 400	55	155, 800	55	190, 650	55	226, 850	55	267, 050	55	
56	147, 100	56	156, 650	56	191, 650	56	228, 150	56	268, 600	56	
57	147, 800	57	157, 500	57	192, 650	57	229, 450	57	270, 150	57	
58	148, 500	58	158, 350	58	193, 650	58	230, 750	58	271, 700	58	
59	149, 200	59	159, 200	59	194, 650	59	232, 050	59	273, 250	59	
60	149, 900	60	160, 050	60	195, 650	60	233, 350	60	274, 800	60	
61	150,600	61	160, 900	61	196, 650	61	234, 650	61	276, 350	61	
62	151, 300	62	161, 750	62	197, 650	62	235, 950	62	277, 900	62	
63	152,000	63	162, 600	63	198, 650	63	237, 250	63	279, 450	63	
64	152, 700	64	163, 450	64	199, 650	64	238, 550	64	281,000	64	
65	153, 400	65	164, 300	65	200, 650	65	239, 850	65	282, 550	65	
66	154, 100	66	165, 150	66	201, 650	66	241, 150	66	284, 100	66	
67	154, 800	67	166, 000	67	202, 650	67	242, 450	67	285, 650	67	
68	155, 500	68	166, 850	68	203, 650	68	243, 750	68		68	
69	156, 200	69	167, 700	69	204, 650	69	245, 050	69		69	
70	156, 900	70	168, 550	70	205, 650	70	246, 350	70		70	
71	157, 600	71	169, 400	71	206, 650	71	247, 650	71		71	
72	158, 300	72	170, 250	72	207, 650	72	248, 950	72		72	
73	159,000	73	171, 100	73	208, 650	73	250, 250	73		73	
74	159, 700	74	171, 950	74	209, 650	74	251, 550	74		74	
75	160, 400	75	172, 800	75	210, 650	75	252, 850	75		75	
76	161, 100	76	173, 650	76	211, 650	76	254, 150	76		76	
77	161, 800	77	174, 500	77	212, 650	77	255, 450	77		77	
78	162, 500	78	175, 350	78	213, 650	78	256, 750	78		78	
79	163, 200	79	176, 200	79	214, 650	79	258, 050	79		79	
80	163, 900	80	177, 050	80	215, 650	80	259, 350	80		80	

ア 事務職員

	尹伤啾貝										
	1級		2級		3級		4級		5 級		6 級
号	事務職員	号	事務副主任	号	事務主任	号	係長	号	課長	号	事務局長
給	職能給	給	職能給	給	職能給	給	職能給	給	職能給	給	職能給
	月額		月額		月額		月額		月額		月額
81	164, 600	81	177, 900	81	216, 650	81	260, 650	81		81	
82	165, 300	82	178, 750	82	217, 650	82	261, 950	82		82	
83	166, 000	83	179, 600	83	218, 650	83	263, 250 83			83	
84	166, 700	84	180, 450	84	219, 650	84	264, 550	84		84	
85	167, 400	85	181, 300	85	220, 650	85	265, 850	85		85	
86	168, 100	86	182, 150	86	221,650	86	267, 150	86		86	
87	168, 800	87	183,000	87	222,650	87	268, 450	87		87	
88	169, 500	88	183, 850	88	223,650	88	269, 750	88		88	
89	170, 200	89	184, 700	89	224,650	89	271,050	89		89	
90	170, 900	90	185, 550	90	225, 650	90	272, 350	90		90	
91	171,600	91	186, 400	91	226, 650	91	273, 650	91		91	
92	172, 300	92	187, 250	92	227, 650	92		92		92	
93	173, 000	93	188, 100	93	228, 650	93		93		93	
94	173, 700	94	188, 950	94	229, 650	94		94		94	
95	174, 400	95	189, 800	95	230, 650	95		95		95	
96	175, 100	96	190, 650	96	231, 650	96		96		96	
97	175, 800	97	191, 500	97	232, 650	97		97		97	
98	176, 500	98	192, 350	98	233, 650	98		98		98	
99	177, 200	99	193, 200	99	234, 650	99		99		99	
100	177, 900	100	194, 050	100	235, 650	100		100		100	
101	178, 600	101	194, 900	101	236, 650	101		101		101	
102	179, 300	102	195, 750	102	237, 650	102		102		102	
103	180,000	103	196, 600	103	238, 650	103		103		103	
104	180, 700	104	197, 450	104	239, 650	104		104		104	
105	181, 400	105	198, 300	105	240, 650	105		105		105	
106	182, 100	106	199, 150	106	241, 650	106		106		106	
107	182, 800	107	200, 000	107	242, 650	107		107		107	
108	183, 500	108	200, 850	108	243, 650	108		108		108	
109	184, 200	109	201, 700	109	244, 650	109		109		109	
110	184, 900	110	202, 550	110	245, 650	110		110		110	
111	185, 600	111	203, 400	111	246, 650	111		111		111	
112	186, 300	112	204, 250	112	247, 650	112		112		112	
113	187, 000	113		113		113		113		113	
114	187, 700	114		114		114		114		114	
115	188, 400	115		115		115		115		115	
116	189, 100	116		116		116		116		116	
117	189, 800	117		117		117		117		117	
118	190, 500	118		118		118		118		118	

日本語画の	級 理場長・ 調理場 長 能給 額 ,200 ,700 ,200
日本語画 日本語画	調理場 長 能給 額 ,200 ,700
たかん員 特別	長 能給 額 ,200 ,700
職能給 月額	能給 額 ,200 ,700
月額	額 , 200 , 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 200 , 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 200
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$,
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 200
8 113, 150 8 115, 300 8 112, 100 8 115, 900 8 177 9 113, 800 9 116, 100 9 113, 100 9 117, 100 9 179 10 114, 450 10 116, 900 10 114, 100 10 118, 300 10 180 11 115, 300 11 117, 700 11 115, 100 11 119, 500 11 182 12 115, 750 12 118, 500 12 116, 100 12 120, 700 12 183 13 116, 400 13 119, 300 13 117, 100 13 121, 900 13 185 14 117, 050 14 120, 100 14 118, 100 14 123, 100 14 186 15 117, 700 15 120, 900 15 119, 100 15 124, 300 15 188 16 118, 350 16 121, 700	, 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 200
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 200
12 115,750 12 118,500 12 116,100 12 120,700 12 183 13 116,400 13 119,300 13 117,100 13 121,900 13 185 14 117,050 14 120,100 14 118,100 14 123,100 14 186 15 117,700 15 120,900 15 119,100 15 124,300 15 188 16 118,350 16 121,700 16 120,100 16 125,500 16 189 17 119,000 17 122,500 17 121,100 17 126,700 17 191 18 119,650 18 123,300 18 122,100 18 127,900 18 192 19 120,300 19 124,100 19 123,100 19 129,100 19 194 20 120,950 20 124,900 20	, 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 200
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 700
15 117,700 15 120,900 15 119,100 15 124,300 15 188 16 118,350 16 121,700 16 120,100 16 125,500 16 189 17 119,000 17 122,500 17 121,100 17 126,700 17 191 18 119,650 18 123,300 18 122,100 18 127,900 18 192 19 120,300 19 124,100 19 123,100 19 129,100 19 194 20 120,950 20 124,900 20 124,100 20 130,300 20 195 21 121,600 21 125,700 21 125,100 21 131,500 21 197 22 122,250 22 126,500 22 126,100 22 132,700 22 198 23 122,900 23 127,300 23	, 200
16 118, 350 16 121, 700 16 120, 100 16 125, 500 16 189 17 119, 000 17 122, 500 17 121, 100 17 126, 700 17 191 18 119, 650 18 123, 300 18 122, 100 18 127, 900 18 192 19 120, 300 19 124, 100 19 123, 100 19 129, 100 19 194 20 120, 950 20 124, 900 20 124, 100 20 130, 300 20 195 21 121, 600 21 125, 700 21 125, 100 21 131, 500 21 197 22 122, 250 22 126, 500 22 126, 100 22 132, 700 22 198 23 122, 900 23 127, 300 23 127, 100 23 133, 900 23 200 24 123, 550 24 128,	, 700
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$, 200
18 119,650 18 123,300 18 122,100 18 127,900 18 192 19 120,300 19 124,100 19 123,100 19 129,100 19 194 20 120,950 20 124,900 20 124,100 20 130,300 20 195 21 121,600 21 125,700 21 125,100 21 131,500 21 197 22 122,250 22 126,500 22 126,100 22 132,700 22 198 23 122,900 23 127,300 23 127,100 23 133,900 23 200 24 123,550 24 128,100 24 128,100 24 135,100 24 201 25 124,200 25 128,900 25 129,100 25 136,300 25 203 26 124,850 26 129,700 26 130,100 26 137,500 26 204	, 700
19 120, 300 19 124, 100 19 123, 100 19 129, 100 19 194 20 120, 950 20 124, 900 20 124, 100 20 130, 300 20 195 21 121, 600 21 125, 700 21 125, 100 21 131, 500 21 197 22 122, 250 22 126, 500 22 126, 100 22 132, 700 22 198 23 122, 900 23 127, 300 23 127, 100 23 133, 900 23 200 24 123, 550 24 128, 100 24 128, 100 24 135, 100 24 201 25 124, 200 25 128, 900 25 129, 100 25 136, 300 25 203 26 124, 850 26 129, 700 26 130, 100 26 137, 500 26 204	, 200
20 120,950 20 124,900 20 124,100 20 130,300 20 195 21 121,600 21 125,700 21 125,100 21 131,500 21 197 22 122,250 22 126,500 22 126,100 22 132,700 22 198 23 122,900 23 127,300 23 127,100 23 133,900 23 200 24 123,550 24 128,100 24 128,100 24 135,100 24 201 25 124,200 25 128,900 25 129,100 25 136,300 25 203 26 124,850 26 129,700 26 130,100 26 137,500 26 204	, 700
21 121,600 21 125,700 21 125,100 21 131,500 21 197 22 122,250 22 126,500 22 126,100 22 132,700 22 198 23 122,900 23 127,300 23 127,100 23 133,900 23 200 24 123,550 24 128,100 24 128,100 24 135,100 24 201 25 124,200 25 128,900 25 129,100 25 136,300 25 203 26 124,850 26 129,700 26 130,100 26 137,500 26 204	, 200
22 122, 250 22 126, 500 22 126, 100 22 132, 700 22 198 23 122, 900 23 127, 300 23 127, 100 23 133, 900 23 200 24 123, 550 24 128, 100 24 128, 100 24 135, 100 24 201 25 124, 200 25 128, 900 25 129, 100 25 136, 300 25 203 26 124, 850 26 129, 700 26 130, 100 26 137, 500 26 204	, 700
23 122,900 23 127,300 23 127,100 23 133,900 23 200 24 123,550 24 128,100 24 128,100 24 135,100 24 201 25 124,200 25 128,900 25 129,100 25 136,300 25 203 26 124,850 26 129,700 26 130,100 26 137,500 26 204	, 200
24 123,550 24 128,100 24 128,100 24 135,100 24 201 25 124,200 25 128,900 25 129,100 25 136,300 25 203 26 124,850 26 129,700 26 130,100 26 137,500 26 204	, 700
25 124, 200 25 128, 900 25 129, 100 25 136, 300 25 203 26 124, 850 26 129, 700 26 130, 100 26 137, 500 26 204	, 200
26 124,850 26 129,700 26 130,100 26 137,500 26 204	, 700
	, 200
27 125 500 27 130 500 27 131 100 27 132 700 27 206	, 700
[21] 120,000 [21] 150,000 [21] 151,100 [21] 150,100 [21] 200	, 200
28 126, 150 28 131, 300 28 132, 100 28 139, 900 28 207	, 700
29 126,800 29 132,100 29 133,100 29 141,100 29 209	, 200
30 127, 450 30 132, 900 30 134, 100 30 142, 300 30 210	, 700
31 128, 100 31 133, 700 31 135, 100 31 143, 500 31 212	, 200
32 128,750 32 134,500 32 136,100 32 144,700 32 213	, 700
33 129, 400 33 135, 300 33 137, 100 33 145, 900 33 215	, 200
34 130,050 34 136,100 34 138,100 34 147,100 34 216	, 700
35 130, 700 35 136, 900 35 139, 100 35 148, 300 35 218	
36 131, 350 36 137, 700 36 140, 100 36 149, 500 36 219	, 200
37 132,000 37 138,500 37 141,100 37 150,700 37 221	
38 132,650 38 139,300 38 142,100 38 151,900 38 222	, 200
39 133, 300 39 140, 100 39 143, 100 39 153, 100 39 224	, 200 , 700
40 133, 950 40 140, 900 40 144, 100 40 154, 300 40 225	, 200 , 700 , 200

1	美務職員 1 職」								
	1級		2級		3 級		4級		5 級
	調理員·		調理副班長·		調理班長・		調理場長・		統括調理場長•
号	腕柱員 汽かん員	号	上席汽かん員	号	汽かん副主任	号	門柱物及 汽かん主任	号	副統括調理場
給	1 (7770頁	給	工师1 70 70 頁	給	1 (2 70田11上)上	給	1 (77 70 11 11	給	長
	職能給		職能給		職能給		職能給		職能給
	月額		月額		月額		月額		月額
41	134, 600	41	141, 700	41	145, 100	41	155, 500	41	227, 200
42	135, 250	42	142, 500	42	146, 100	42	156, 700	42	228, 700
43	135, 900	43	143, 300	43	147, 100	43	157, 900	43	230, 200
44	136, 550	44	144, 100	44	148, 100	44	159, 100	44	231, 700
45	137, 200	45	144, 900	45	149, 100	45	160, 300	45	233, 200
46	137, 850	46	145, 700	46	150, 100	46	161, 500	46	234, 700
47	138, 500	47	146, 500	47	151, 100	47	162, 700	47	236, 200
48	139, 150	48	147, 300	48	152, 100	48	163, 900	48	237, 700
49	139, 800	49	148, 100	49	153, 100	49	165, 100	49	239, 200
50	140, 450	50	148, 900	50	154, 100	50	166, 300	50	240, 700
51	141, 100	51	149, 700	51	155, 100	51	167, 500	51	242, 200
52	141, 750	52	150, 500	52	156, 100	52	168, 700	52	243, 700
53	142, 400	53	151, 300	53	157, 100	53	169, 900	53	245, 200
54	143, 050	54	152, 100	54	158, 100	54	171, 100	54	246, 700
55	143, 700	55	152, 900	55	159, 100	55	172, 300	55	248, 200
56	144, 350	56	153, 700	56	160, 100	56	173, 500	56	
57	145,000	57	154, 500	57	161, 100	57	174, 700	57	
58	145, 650	58	155, 300	58	162, 100	58	175, 900	58	
59	146, 300	59	156, 100	59	163, 100	59	177, 100	59	
60	146, 950	60	156, 900	60	164, 100	60	178, 300	60	
61	147,600	61	157, 700	61	165, 100	61	179, 500	61	
62	148, 250	62	158, 500	62	166, 100	62	180, 700	62	
63	148, 900	63	159, 300	63	167, 100	63	181, 900	63	
64	149, 550	64	160, 100	64	168, 100	64	183, 100	64	
65	150, 200	65	160, 900	65	169, 100	65	184, 300	65	
66	150, 850	66	161, 700	66	170, 100	66	185, 500	66	
67	151, 500	67	162, 500	67	171, 100	67	186, 700	67	
68	152, 150	68	163, 300	68	172, 100	68	187, 900	68	
69	152, 800	69	164, 100	69	173, 100	69	189, 100	69	
70	153, 450	70	164, 900	70	174, 100	70	190, 300	70	
71	154, 100	71	165, 700	71	175, 100	71	191, 500	71	
72	154, 750	72	166, 500	72	176, 100	72	192, 700	72	
73	155, 400	73	167, 300	73	177, 100	73	193, 900	73	
74	156, 050	74	168, 100	74	178, 100	74	195, 100	74	
75	156, 700	75	168, 900	75	179, 100	75	196, 300	75	
76	157, 350	76	169, 700	76	180, 100	76	197, 500	76	
77	158,000	77	170, 500	77	181, 100	77	198, 700	77	
78	158, 650	78	171, 300	78	182, 100	78	199, 900	78	
79	159, 300	79	172, 100	79	183, 100	79	201, 100	79	
80	159, 950	80	172, 900	80	184, 100	80	202, 300	80	

	来伤啾貝 1 啾!	~		,					I
	1級]	2 級		3 級		4級		5 級
	調理員·	[調理副班長・		調理班長・		調理場長·		統括調理場長・
号	流 汽かん員	号	上席汽かん員	号	汽かん副主任	号	汽かん主任	号	副統括調理場
給		給		給		給		給	長
	職能給		職能給		職能給		職能給		職能給
	月額		月額		月額		月額		月額
81	160, 600	81	173, 700	81	185, 100	81	203, 500	81	
82	161, 250	82	174, 500	82	186, 100	82	204, 700	82	
83	162, 900	83	175, 300	83	187, 100	83	205, 900	83	
84	162, 550	84	176, 100	84	188, 100	84	207, 100	84	
85	163, 200	85	176, 900	85	189, 100	85	208, 300	85	
86	163, 850	86	177, 700	86	190, 100	86	209, 500	86	
87	164, 500	87	178, 500	87	191, 100	87	210, 700	87	
88	165, 150	88	179, 300	88	192, 100	88	211, 900	88	
89	165, 800	89	180, 100	89	193, 100	89	213, 100	89	
90	166, 450	90	180, 900	90	194, 100	90	214, 300	90	
91	167, 100	91	181, 700	91	195, 100	91	215, 500	91	
92	167, 750	92	182, 500	92	196, 100	92	216, 700	92	
93	168, 400	93	183, 300	93	197, 100	93	217, 900	93	
94	169, 050	94	184, 100	94	198, 100	94	219, 100	94	
95	169, 700	95	184, 900	95	199, 100	95	220, 300	95	
96	170, 350	96	185, 700	96	200, 100	96	221, 500	96	
97	171,000	97	186, 500	97	201, 100	97	222, 700	97	
98	171,650	98	187, 300	98	202, 100	98	223, 900	98	
99	172, 300	99	188, 100	99	203, 100	99	225, 100	99	
100	172, 950	100	188, 900	100	204, 100	100	226, 300	100	
101	173, 600	101	189, 700	101	205, 100	101	227, 500	101	
102	174, 250	102	190, 500	102	206, 100	102	228, 700	102	
103	174, 900	103	191, 300	103	207, 100	103	229, 900	103	
104	175, 550	104	192, 100	104	208, 100	104	231, 100	104	
105	176, 200	105	192, 900	105	209, 100	105		105	
106	176, 850	106	193, 700	106	210, 100	106		106	
107	177, 500	107	194, 500	107	211, 100	107		107	
108	178, 150	108	195, 300	108	212, 100	108		108	
109	178, 800	109	196, 100	109	213, 100	109		109	
110	179, 450	110	196, 900	110	214, 100	110		110	
111	180, 100	111	197, 700	111	215, 100	111		111	
112	180, 750	112	198, 500	112	216, 100	112		112	
113	181, 400	113		113	217, 100	113		113	
114	182, 050	114		114	218, 100	114		114	
115	182, 700	115		115	219, 100	115		115	
116	183, 350	116		116	220, 100	116		116	
117	184, 000	117		117	221, 100	117		117	
118	184, 650	118		118	222, 100	118		118	
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
L				1		<u> </u>			1

-	未伤帆貝Ⅱ帆り	$\overline{\Box}$	- 1-					1	- /
	1級		2級		3 級		4 級		5 級
									統括調理場
号	調理員・	号	調理副班長·	号	調理班長・	号	調理場長·	号	長・
給	汽かん員	給	上席汽かん員	給	汽かん副主任	給	汽かん主任	給	副統括調理場
									長
	職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額
1	97, 200	1	98, 600	1	94, 100	1	96, 200	1	150, 200
2	97, 800	2	99, 300	2	95,000	2	97, 250	2	151, 550
3	98, 400	3	100,000	3	95, 900	3	98, 300	3	152, 900
4	99, 000	4	100, 700	4	96, 800	4	99, 350	4	154, 250
5	99, 600	5	101, 400	5	97, 700	5	100, 400	5	155, 600
6	100, 200	6	102, 100	6	98,600	6	101, 450	6	156, 950
7	100, 800	7	102, 800	7	99, 500	7	102, 500	7	158, 300
8	101, 400	8	103, 500	8	100, 400	8	103, 550	8	159, 650
9	102, 000	9	104, 200	9	101, 300	9	104, 600	9	161, 000
10	102, 600	10	104, 900	10	102, 200	10	105, 650	10	162, 350
11	103, 200	11	105, 600	11	103, 100	11	106, 700	11	163, 700
12	103, 800	12	106, 300	12	104, 000	12	107, 750	12	165, 050
13	104, 400	13	107, 000	13	104, 900	13	108, 800	13	166, 400
14	105, 000	14	107, 700	14	105, 800	14	109, 850	14	167, 750
15	105, 600	15	108, 400	15	106, 700	15	110, 900	15	169, 100
16	106, 200	16	109, 100	16	107, 600	16	111, 950	16	170, 450
17	106, 800	17	109, 800	17	108, 500	17	113, 000	17	171, 800
18	107, 400	18	110, 500	18	109, 400	18	114, 050	18	173, 150
19	108, 000	19	111, 200	19	110, 300	19	115, 100	19	174, 500
20	108, 600	20	111, 900	20	111, 200	20	116, 150	20	175, 850
21	109, 200	21	112, 600	21	112, 100	21	117, 200	21	177, 200
22	109, 800	22	113, 300	22	113, 000	22	118, 250	22	178, 550
23	110, 400	23	114, 000	23	113, 900	23	119, 300	23	179, 900
24	111, 000	24	114, 700	24	114, 800	24	120, 350	24	181, 250
25	111, 600	25	115, 400	25	115, 700	25	121, 400	25	182, 600
26	112, 200	26	116, 100	26	116, 600	26	122, 450	26	183, 950
27	112, 800	27	116, 800	27	117, 500	27	123, 500	27	185, 300
28	113, 400	28	117, 500	28	118, 400	28	124, 550	28	186, 650
29	114, 000	29	118, 200	29	119, 300	29	125, 600	29	188, 000
30	114, 600	30	118, 900	30	120, 200	30	126, 650	30	189, 350
31	115, 200	31	119, 600	31	121, 100	31	127, 700	31	190, 700
32	115, 800	32	120, 300	32	122, 000	32	128, 750	32	192, 050
33	116, 400	33	121, 000	33	122, 900	33	129, 800	33	193, 400
34	117, 000	34	121, 700	34	123, 800	34	130, 850	34	194, 750
35	117, 600	35	122, 400	35	124, 700	35	131, 900	35	196, 100
36	118, 200	36	123, 100	36	125, 600	36	132, 950	36	197, 450
37	118, 800	37	123, 100	37	126, 500	37	132, 930	37	198, 800
38	119, 400	38	124, 500	38	127, 400	38	134, 000	38	200, 150
39	120, 000	39	125, 200	39	128, 300	39	136, 100	39	201, 500
40	120, 600	40		40	·	40		40	202, 850
40	120,000	40	125, 900	40	129, 200	40	137, 150	40	404, 600

号	1級		2級	1	3級	1	4級	1	5級
号					0 1/1/2		1 ///	- 1	
号									統括調理場
	調理員・	号	調理副班長·	号	調理班長·	号	調理場長·	号	長・
給	汽かん員	給	上席汽かん員	給	汽かん副主任	給	汽かん主任	給	副統括調理場
									長
	職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額
41	121, 200	41	126, 600	41	130, 100	41	138, 200	41	204, 200
42	121,800	42	127, 300	42	131,000	42	139, 250	42	205, 550
43	122, 400	43	128, 000	43	131, 900	43	140, 300	43	206, 900
44	123, 000	44	128, 700	44	132, 800	44	141, 350	44	208, 250
45	123, 600	45	129, 400	45	133, 700	45	142, 400	45	209, 600
46	124, 200	46	130, 100	46	134, 600	46	143, 450	46	210, 950
47	124, 800	47	130, 800	47	135, 500	47	144, 500	47	212, 300
48	125, 400	48	131, 500	48	136, 400	48	145, 550	48	213, 650
49	126, 000	49	132, 200	49	137, 300	49	146, 600	49	215, 000
50	126, 600	50	132, 900	50	138, 200	50	147, 650	50	216, 350
51	127, 200	51	133, 600	51	139, 100	51	148, 700	51	217, 700
52	127, 800	52	134, 300	52	140, 000	52	149, 750	52	219, 050
53	128, 400	53	135, 000	53	140, 900	53	150, 800	53	220, 400
54	129, 000	54	135, 700	54	141, 800	54	151, 850	54	221, 750
55	129, 600	55	136, 400	55	142, 700	55	152, 900	55	223, 100
56	130, 200	56	137, 100	56	143, 600	56	153, 950	56	223, 100
57	130, 800	57	137, 100	57	144, 500	57	155, 000	57	
58	131, 400	58	138, 500	58	145, 400	58	156, 050	58	
59	131, 400	59	139, 200	59	146, 300	59	150, 050	59	
-	132, 600	-						60	
60		60	139, 900	60	147, 200	60	158, 150		
61	133, 200	61	140, 600	61	148, 100	61	159, 200	61	
62	133, 800	62	141, 300	62	149, 000	62	160, 250	62	
63	134, 400	63	142, 000	63	149, 900	63	161, 300	63	
64	135, 000	64	142, 700	64	150, 800	64	162, 350	64	
65	135, 600	65	143, 400	65	151, 700	65	163, 400	65	
66	136, 200	66	144, 100	66	152, 600	66	164, 450	66	
67	136, 800	67	144, 800	67	153, 500	67	165, 500	67	
68	137, 400	68	145, 500	68	154, 400	68	166, 550	68	
69	138, 000	69	146, 200	69	155, 300	69	167, 600	69	
70	138, 600	70	146, 900	70	156, 200	70	168, 650	70	
71	139, 200	71	147, 600	71	157, 100	71	169, 700	71	
72	139, 800	72	148, 300	72	158, 000	72	170, 750	72	
73	140, 400	73	149, 000	73	158, 900	73	171,800	73	
74	141,000	74	149, 700	74	159, 800	74	172, 850	74	
75	141,600	75	150, 400	75	160, 700	75	173, 900	75	
76	142, 200	76	151, 100	76	161,600	76	174, 950	76	
77	142,800	77	151,800	77	162, 500	77	176, 000	77	-
78	143, 400	78	152, 500	78	163, 400	78	177, 050	78	
79	144, 000	79	153, 200	79	164, 300	79	178, 100	79	
80	144, 600	80	153, 900	80	165, 200	80	179, 150	80	

	未伤啾貝Ⅱ娰月	_	2 公路		3 級		4 ×12		5 級
	1 級	1	2級		3 形文		4 級		
	-mm 🗀			-		_		_	統括調理場
号	調理員・	号	調理副班長・	号	調理班長・	号	調理場長・	号	長・
給	汽かん員	給	上席汽かん員	給	汽かん副主任	給	汽かん主任	給	副統括調理場
	mile (A D dem	_	774 A A A A D		with Ma AA III day		7 A A A A A A		長
	職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額
81	145, 200	81	154, 600	81	166, 100	81	180, 200	81	
82	145, 800	82	155, 300	82	167, 000	82	181, 250	82	
83	146, 400	83	156, 000	83	167, 900	83	182, 300	83	
84	147, 000	84	156, 700	84	168, 800	84	183, 350	84	
85	147, 600	85	157, 400	85	169, 700	85	184, 400	85	
86	148, 200	86	158, 100	86	170, 600	86	185, 450	86	
87	148, 800	87	158, 800	87	171, 500	87	186, 500	87	
88	149, 400	88	159, 500	88	172, 400	88	187, 550	88	
89	150, 000	89	160, 200	89	173, 300	89	188, 600	89	
90	150, 600	90	160, 900	90	174, 200	90	189, 650	90	
91	151, 200	91	161, 600	91	175, 100	91	190, 700	91	
92	151,800	92	162, 300	92	176, 000	92	191, 750	92	
93	152, 400	93	163, 000	93	176, 900	93	192, 800	93	
94	153, 000	94	163, 700	94	177, 800	94	193, 850	94	
95	153, 600	95	164, 400	95	178, 700	95	194, 900	95	
96	154, 200	96	165, 100	96	179, 600	96	195, 950	96	
97	154, 800	97	165, 800	97	180, 500	97	197,000	97	
98	155, 400	98	166, 500	98	181, 400	98	198, 050	98	
99	156, 000	99	167, 200	99	182, 300	99	199, 100	99	
100	156, 600	100	167, 900	100	183, 200	100	200, 150	100	
101	157, 200	101	168, 600	101	184, 100	101	201, 200	101	
102	157, 800	102	169, 300	102	185, 000	102	202, 250	102	
103	158, 400	103	170, 000	103	185, 900	103	203, 300	103	
104	159,000	104	170, 700	104	186, 800	104		104	
105	159, 600	105	171, 400	105	187, 700	105		105	
106	160, 200	106	172, 100	106	188, 600	106		106	
107	160, 800	107	172, 800	107	189, 500	107		107	
108	161, 400	108	173, 500	108	190, 400	108		108	
109	162, 000	109	174, 200	109	191, 300	109		109	
110	162, 600	110	174, 900	110	192, 200	110		110	
111	163, 200	111	175, 600	111	193, 100	111		111	
112	163, 800	112	176, 300	112	194, 000	112		112	
113	164, 400	113		113	194, 900	113		113	
114	165, 000	114		114	195, 800	114		114	
115	165, 600	115		115	196, 700	115		115	
116	166, 200	116		116	197, 600	116		116	
117	166, 800	117		117	198, 500	117		117	
118	167, 400	118		118	199, 400	118		118	
		1		l	<u> </u>	l .	<u> </u>		

別表 4 事務職員職能給初任給基準表

学 歴	級号	職能給月額
大学卒	1級 26 号給	126, 100
短大3卒	1級21号給	122, 600
短大2卒	1級11号給	115, 600
高 校 卒	1級 1号給	108, 600

別表 5 初任給前歷年数調整表

0 彻上和刊在十数帧正式						
経歴	前職の期間	調整号給				
	1年以上2年以下	+4号給				
 学校給食の調理業務に	2年超4年以下	+8号給				
おける正規職員として	4年超6年以下	+12 号給				
の在職期間 ※ 1	6年超8年以下	+16 号給				
% 1	8年超10年以下	+20 号給				
	10 年超	+24 号給				
学校給食以外の調理業	1年以上4年以下	+4号給				
予 校 相 良 め か り 調	4年超8年以下	+8号給				
しての在職期間 ※ 2	8年超10年以下	+12 号給				
<i>☆ 2</i>	10 年超	+16 号給				
学校給食の調理業務に	1年以上4年以下	+4号給				
子校和良の調理業務における非正規職員とし	4年超8年以下	+8号給				
ての在職期間 ※1	8年超10年以下	+12 号給				
	10 年超	+16 号給				

- ※1 「学校給食衛生管理基準 (文部科学省)」に基づく施設
- ※2 「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づく施設

別表6 支給割合

基 準 日	支給割合
6月1日	100分の190
12月1日	100分の210

別表7 勤務期間率

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 90
4 箇月以上 5 箇月未満	100分の 70
3箇月以上4箇月未満	100分の 50
2箇月以上3箇月未満	100分の 30
1 箇月以上2 箇月未満	100分の 15

別表8 賞与成績率

評価点数	成績率
80点以上	1. 20
75点以上80点未満	1. 15
70点以上75点未満	1. 10
65点以上70点未満	1. 05
50点以上65点未満	1.00
45点以上50点未満	0.95
40点以上45点未満	0.90
35点以上40点未満	0.85
35点未満	0.80

別表9 勤続ポイント

勤続期間	事務職員	業務職員Ⅰ職員	業務職員Ⅱ職員
1 年未満	0	0	0
1年以上2年未満	10	10	9
2年以上3年未満	10	10	9
3年以上4年未満	10	10	9
4年以上5年未満	10	10	9
5年以上6年未満	40	40	36
6年以上7年未満	40	40	36
7年以上8年未満	40	40	36
8年以上9年未満	40	40	36
9年以上10年未満	40	40	36
10 年以上 11 年未満	80	80	72
11 年以上 12 年未満	80	80	72
12 年以上 13 年未満	80	80	72
13 年以上 14 年未満	80	80	72
14 年以上 15 年未満	80	80	72
15 年以上 16 年未満	90	90	81
16 年以上 17 年未満	90	90	81
17 年以上 18 年未満	90	90	81
18 年以上 19 年未満	90	90	81
19 年以上 20 年未満	90	90	81
20 年以上 21 年未満	100	100	90
21 年以上 22 年未満	100	100	90
22 年以上 23 年未満	100	100	90
23 年以上 24 年未満	100	100	90
24 年以上 25 年未満	100	100	90
25 年以上 26 年未満	100	100	90
26 年以上 27 年未満	100	100	90
27 年以上 28 年未満	100	100	90
28 年以上 29 年未満	100	100	90
29 年以上 30 年未満	100	100	90
30 年以上 31 年未満	100	100	90
31 年以上 32 年未満	100	100	90
32 年以上 33 年未満	100	100	90
33 年以上 34 年未満	100	100	90
34 年以上 35 年未満	100	100	90
35 年以上 36 年未満	100	100	90
36 年以上 37 年未満	0	0	0
37 年以上 38 年未満	0	0	0
38 年以上 39 年未満	0	0	0
39 年以上 40 年未満	0	0	0
40 年以上	0	0	0

別表 10 職位ポイント

職位級	事務職員	業務職員I職員	業務職員Ⅱ職員
1級	10	10	10
2級	40	50	45
3級	80	100	90
4級	120	170	155
5級	200	220	200
6級	250	_	_

別表 11 職能ポイント率

11 州政府区がイント当		5職員	業務職員	員Ⅰ職員	業務職員Ⅱ職員		
勤続期間	職位級 3級以下	職位級 4級以上	職位級 3級以下	職位級 4級以上	職位級 3級以下	職位級 4級以上	
1年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	
1年以上2年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	
2年以上3年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	
3年以上4年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	
4年以上5年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	
5年以上6年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	
6年以上7年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	
7年以上8年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	
8年以上9年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	
9年以上10年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	
10 年以上 11 年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	
11 年以上 12 年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100	
12 年以上 13 年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100	
13 年以上 14 年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100	
14 年以上 15 年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100	
15 年以上 16 年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100	
16 年以上 17 年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100	
17 年以上 18 年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100	
18 年以上 19 年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100	
19 年以上 20 年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100	
20 年以上 21 年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100	
21 年以上 22 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
22 年以上 23 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
23 年以上 24 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
24 年以上 25 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
25 年以上 26 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
26 年以上 27 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
27 年以上 28 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
28 年以上 29 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
29 年以上 30 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
30 年以上 31 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
31 年以上 32 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
32 年以上 33 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
33 年以上 34 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
34 年以上 35 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
35 年以上 36 年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100	
36 年以上 37 年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	
37 年以上 38 年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	
38 年以上 39 年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	
39 年以上 40 年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	
40 年以上	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	

別表 12 退職事由別係数

(12 区城争田劢床数	就業規則第 39 条	就業規則第 45 条
勤続期間	の規定による退職	の規定による退職
1 年未満	0/100	0/100
1年以上2年未満	0/100	0/100
2年以上3年未満	0/100	0/100
3年以上4年未満	100/100	100/100
4年以上5年未満	100/100	100/100
5年以上6年未満	100/100	100/100
6年以上7年未満	100/100	100/100
7年以上8年未満	100/100	100/100
8年以上9年未満	100/100	100/100
9年以上10年未満	100/100	100/100
10 年以上 11 年未満	100/100	100/100
11 年以上 12 年未満	100/100	100/100
12 年以上 13 年未満	100/100	100/100
13 年以上 14 年未満	100/100	100/100
14 年以上 15 年未満	100/100	100/100
15 年以上 16 年未満	100/100	100/100
16 年以上 17 年未満	100/100	100/100
17 年以上 18 年未満	100/100	100/100
18 年以上 19 年未満	100/100	100/100
19 年以上 20 年未満	100/100	100/100
20 年以上 21 年未満	100/100	100/100
21 年以上 22 年未満	105/100	100/100
22 年以上 23 年未満	110/100	100/100
23 年以上 24 年未満	115/100	100/100
24 年以上 25 年未満	120/100	100/100
25 年以上 26 年未満	125/100	100/100
26 年以上 27 年未満	125/100	100/100
27 年以上 28 年未満	125/100	100/100
28 年以上 29 年未満	125/100	100/100
29 年以上 30 年未満	125/100	100/100
30 年以上 31 年未満	125/100	100/100
31 年以上 32 年未満	125/100	100/100
32 年以上 33 年未満	125/100	100/100
33 年以上 34 年未満	125/100	100/100
34 年以上 35 年未満	125/100	100/100
35 年以上 36 年未満	125/100	100/100
36 年以上 37 年未満	125/100	100/100
37 年以上 38 年未満	125/100	100/100
38 年以上 39 年未満	125/100	100/100
39 年以上 40 年未満	125/100	100/100
40 年以上	125/100	100/100

別表 13 在職期間を通算することとする事業所一覧表

岡崎市市営施設管理協会 岡崎市土地区画整理組合連合会 岡崎市学校給食協会